

# パート収入等があるご家族を扶養認定している方へ

## —— 月々の収入額にご注意を! ——

被扶養者に認定されているご家族は、月収が108,333円を超えると認定取消になりますが、パートタイムやアルバイト等の仕事をされていて月々の収入が一定していない場合は、3カ月の平均給料が108,333円を超えると認定取消になります。以下を参考に収入状況の把握をお願いします。

### 《収入が給与月額だけの場合》

例① 収入月額が3カ月平均して108,333円を超える場合

| 6月  | 7月   | 8月  | 9月   | 10月  |
|-----|------|-----|------|------|
| 8万円 | 11万円 | 9万円 | 13万円 | 12万円 |

7月~9月の平均額:  $(11万+9万+13万) \times 1/3 = 11万円 > 108,333円$   
10月1日から認定取消になります。

例② 収入月額が3カ月連続して108,333円を超える場合

| 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  |
|------|------|------|------|------|
| 10万円 | 11万円 | 11万円 | 12万円 | 10万円 |

7月1日から認定取消になります。

### 《ボーナス等が支給される場合》

次のAまたはBのどちらかを選択することができます。

A ボーナスの額を支給対象月の月数で除算して、支給対象月の収入に加算する。

B ボーナスが支給された月に一括加算する。

AまたはBを選択した結果、収入月額が3カ月平均して108,333円を超えた場合には超えた翌月の1日付（上記例①参照）で、3カ月連続して108,333円を超えた場合には、超えた最初の月の1日付（上記例②参照）で認定取消になります。

当てはまる場合は、速やかに所属所の共済事務担当課にて認定取消の手続きを行ってください。

お問い合わせ先 共済組合保険課 TEL 029-301-1413



## 給付金等受取口座について

### — 共済組合からのお願い —

共済組合では、組合員の皆さんに、茨城県市町村職員共済組合給付金等送金事務取扱規程に基づき金融機関の普通預金口座を登録していただき給付金等を送金していますが、その口座が「解約されている」「氏名が相違している」などの理由により、毎月何件ものエラーが発生している状況です。

エラーが発生すると、組合員の皆さんへの送金が遅れてしまうケースもありますので、次の点にご注意願います。

- ◆ 給付金等受取口座を変更したときは、所属所の共済事務担当課を経由し「共済組合員申告書」を共済組合へ提出してください。
- ◆ 婚姻等により氏名が変更になったときは、所属所の共済事務担当課を経由し「共済組合員申告書」（組合員証を添付してください。）を共済組合へ提出していただくとともに、金融機関においても口座名義の変更手続きをしてください。

### 送金する給付金とは

高額療養費、家族療養費附加金、一部負担金払戻金、出産費、埋葬料、各種手当金、共済貯金払戻金、貸付金など

### 給付金等送金事務取扱規程に定める金融機関とは

常陽銀行、筑波銀行、中央労働金庫

ただし、上記の金融機関が近隣に存在しない場合は、茨城県信用農業協同組合連合会の会員である農業協同組合の口座を登録することができます。

※任意継続組合員の方は、上記以外の金融機関でも口座を登録することができます。

お問い合わせ先 共済組合保険課 TEL 029-301-1413